

# 「 さ さ え 」

2004, 10 発行 情報誌 第9号

発行 NPO福祉用具ネット事務局

住所／福岡県田川市伊田4395 福岡県立大学生涯福祉研究センター内

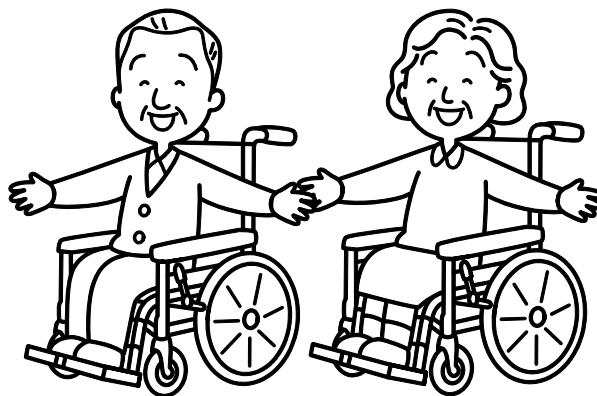
TEL／FAX 0947-42-2286

E-mail [npo-fukusiyounet@sage.ocn.ne.jp](mailto:npo-fukusiyounet@sage.ocn.ne.jp)

HP <http://www10.ocn.ne.jp/~npofynet/enter.htm>

福祉用具はあなたの自立をささえます

あなたのささえがNPO福祉用具ネットを元気にします



小さな芽を  
すこやかに育てたい



特定非営利活動法人  
**NPO福祉用具ネット**

NPO 福祉用具ネットのロゴマークは明石尚典さんのデザインです。

## 介護保険を検証する

理事長 豊田謙二（福岡県立大学教授）

介護保険制度が導入されたのが約4年と半年前の、2000年4月1日であった。導入に際しては多くの検討課題を先送りしながらの、いわばあたふたとした「見切り発車」であった。それだけにその導入後に多くの問題点や未検討の課題が噴出してきているのは当然のことである。ここでは、私見として、統計的な実証抜きで常日頃感じていることを率直に述べることにしたい。

介護保険の利用者が増加し介護保険財政が急速に悪化している。その事態は長期的には高齢者の増加に伴って当然予測されることであるが、現在の予測を越えた急速な悪化ぶりは介護保険制度導入のねらいや目的に関する再検証を迫っているように思われる。

介護保険法は、その第一条「目的」において示されているように、要介護者が「その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう」に、適切な介護サービスを提供することを主眼としている。ここにいう、個々人に即した「自立した日常生活」に向けて、介護サービスがどのようにコーディネートされ得るかが今日問われているのである。

介護サービスが返って要介護者の心身機能を重度化するものであってはならない。介護が要介護者の生活意欲を促し、障害を得てもなお大きな、そして高い人生の目標を掲げ得るような、そうした介護サービスの内容でありたい。

ドイツの介護保険では1995年4月に在宅介護、1996年7月には施設介護が始まった。2002年には「介護の質を保障する法律」が施行され、介護保険の見直しと強化が図られている。その法制度改正では、消費者の権利強化、介護の質の検査の充実・制度化、あるいは「痴呆性高齢者」に対する支援の強化などが盛り込まれている。重要なことは、介護の「質」の充実のための検査を強化したことである。

わが国の介護保険の検討過程において弱いのは「質」の向上という視点である。逆に強い視点は財政あるいは経済である。したがって、「寝かせきり」あるいは「寝たきり」の介護状況を問題視することができない。なぜなら、「寝たきり」は介護作業にとって効率的であり、介護度が重度化するほど事業者にとって収入源は大きくなるからである。

介護保険は「要介護者」を増加するため、あるいは要介護度を増すために導入したのだろうか。財政的な課題は「介護」の方向性を明確にすることによって解決しなければならない。財政が悪化するのでその財源を別の方法で調達することは許されないことである。介護保険制度の導入の目的の再検証が必要なのはそのためである。

なお、ドイツの介護保険制度改正の詳細については、この9月に以下のような拙著を上梓したのでご笑覧願えれば幸いである。

豊田謙二『質を保障する時代の公共性―ドイツの環境政策と福祉政策―』（ナカニシヤ出版、2004年9月）

## 障害者支援費制度の動向について

明石 雄一郎（田川市高齢障害課障害社会係）

平成15年4月から障害者の制度の仕組みが変わり、障害者が施設サービスや在宅サービスを利用する際に、介護保険制度と同じように利用者自らが事業者と契約を行い、サービスの内容や事業者を自ら決定する「支援費制度」が始まりました。

対象者は身体障害者、知的障害者、障害児（身体障害児及び知的障害児）であり、介護保険制度の要介護

認定者は制度の対象外になります。具体的なサービスとしては、大きく分けて施設サービスと在宅サービスになりますが、施設サービスは家から施設に通う「通所」と施設で生活を行う「入所」とがあり、施設の種類には授産施設、更生施設、療護施設、援護寮などがあります。在宅サービスには、在宅福祉の三本柱であるホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイに加え、知的障害者対象のグループホームがあります。ちなみに福祉用具は支援費制度の事業には含まれず、補装具給付事業・日常生活用具給付事業という別事業になります。

次に田川市の支援費制度利用状況に移りますが、その前にまず田川市の障害者数についてふれたいと思います。田川市における身体障害者手帳所持者は約3千人、療育手帳所持者（知的障害者）は約380人それぞれおられます。なお、身体障害者については全体の約3分の2が65歳以上になりますので、残りの3分の1の約千人のうち、手足の不自由な方や視覚障害者、心臓や腎臓に障害がある方などで特に重度の障害がある方が支援費のサービスを利用しています。また、知的障害者はA判定（重度）が約220人、B判定（中軽度）が約160人におられますが、障害の程度を問わず独力での生活が困難な方が必要なサービスを受けています。

表1が田川市における平成15年度の支援費制度利用者数と前年度のサービス利用者数の推移についてまとめたものですが、平成15年度の支援費制度開始により、施設及び在宅サービスの利用者数はどちらも前年度より増加しています。施設の利用人数は、身体障害者が55人、知的障害者が117人であり、ともに前年に比べ若干増加しています（障害児の施設利用は、支援費制度ではなく措置制度のままであり県所管事務）。在宅サービスについては特にホームヘルプサービスに大幅な利用増が認められ、これは全国的にも同じ傾向となっています。なお、在宅福祉サービスの利用の伸びは平成16年度についても顕著であり、15年度を大きく上回る見込みです。

表1 田川市の施設及び在宅サービス利用者数の推移

（単位：人）

|       | 施 設 |     | 在 宅    |     |        |     |         |     |         |     |
|-------|-----|-----|--------|-----|--------|-----|---------|-----|---------|-----|
|       |     |     | ホームヘルプ |     | デイサービス |     | ショートステイ |     | グループホーム |     |
|       | H14 | H15 | H14    | H15 | H14    | H15 | H14     | H15 | H14     | H15 |
| 身体障害者 | 54  | 55  | 33     | 43  | 7      | 6   | 4       | 1   |         |     |
| 知的障害者 | 107 | 117 | 4      | 10  | —      | 0   | —       | 4   | —       | 1   |
| 障害児   | —   | —   | 0      | 7   | —      | 2   | —       | 13  |         |     |

また、知的障害者及び障害児のデイサービスとショートステイは、14年度までは県所管の事務でしたが、15年度より市町村に権限委譲されてきました。これにより、特に障害児について、支援費制度が始まる前よりも障害児の保護者と市町村窓口との交流が増え、障害児のいる世帯のご苦勞を知る機会が増えたと感じています。

また、全国的な支援費制度の動向ですが、先ほど田川市のサービス利用状況で触れたように、支援費制度開始に伴い以前の措置制度の時と比べて全国的に在宅サービスの利用が増加しています。特にサービスが増えているのはホームヘルプサービスであり、厚生労働省の試算では、平成16年度の在宅サービスの国庫補助金が当初予算で約200億円不足する見通しであることが新聞等で報道されています。なお、国の補助金予算の不足は平成15年度の128億円不足に続き2年連続となる見込みです。

支援費制度は全額税財源で、負担割合は国1／2、県1／4、市町村1／4になっており、国の財源が確

保されなければ不足分は市町村で賄うことになり、財政の厳しい自治体にとっては大きな負担となります。また、各自治体でサービス支給を抑えることにもつながりかねず、障害者の生活に影響が出るおそれがあると懸念されています。

このような支援費制度の財政難に対し、制度として安定している介護保険との統合が現在厚生労働省の諮問機関である社会保障審議会で議論されています。しかし、この両制度の統合については慎重論が賛成論をやや上回っており、統合するかどうかは現在のところ不透明の状況です。統合についての慎重論には、障害者の自己負担が増える、若年障害者と高齢者とのニーズが異なる、サービス利用に上限が設定されてしまうなどが挙げられます。特に障害者の自己負担増については、支援費制度の場合、本人が非課税であれば自己負担金は発生しませんが、介護保険と統合すれば1割負担になり、障害者で所得の低い方にとっては負担が大きくなることになります。一方賛成論には、安定財源の確保による支援費制度の財源問題の解消、市町村の財政状況によりサービスに地域格差がある傾向がある障害者福祉が、全国均一で一定水準のサービスが確保される、などがあり、また全国で32万人が加入している知的障害者団体は統合に対し賛同しています。

このような財源問題のほか、施設数の不足、障害者ケアマネジメントのあり方、地域移行（施設から在宅へ）の困難性などが支援費制度の課題として取り上げられています。特に、施設の不足については、障害児のデイサービス施設が田川市郡には一施設もなく、遠方の施設でのサービス利用を余儀なくされています。このように課題山積と言っても過言ではない支援費制度ですが、市に相談に来られる障害者（児）にとって必要な生活支援を図っていくよう努めたいと思っています。



## 子どもと意味のある無視

中藤広美 福岡県立大学生涯福祉研究センター助手

今回は、「子どもと意味のある無視」についてのお話をさせていただきます。「無視って最近虐待で騒がれているネグレクト＝放任や育児放棄のこと？」と思われる方もいるかもしれませんが、ここでいう「無視」とは、「意味のある無視」で、「こうすると子どもとのつきあい方がちょっと楽になって、子ども自身もすこし楽に気分転換を

し、課題に取り組むことができますよ。」というお話です。これは、福岡県立大学生涯福祉研究センター事業の「お父さんとお母さんの学習室（発達障害児を持つ親が対象）」の講義では、毎回話される内容です。

人の人間関係、コミュニケーションの始まりは生まれたときには既に始まっています。例えば、生まれたばかりの赤ちゃんが「生理的微笑」「新生児微笑」という、外界の刺激とは無関係に新生児に見られる微笑みのような表情をしたときでもそのコミュニケーションは見られます。この赤ちゃんの微笑を見たとき、ほとんどの人が「まあ、笑ったわ。かわいい。」とほほえみ返したり、声をかけたり、ほっぺをツンツンとつついたりします。このような双方のやりとりをコツコツと繰り返していくことで、人間関係は発達していきます。しかし、「意味のある無視」も必要な時だってあります。

幼児期以上のお子さんが何か気に入らない事があって、泣き叫んだり手がつけられなくなることはありませんか？発達障害のお子さんがパニックを起こしてしまってその対応が難しいときはありませんか？そのような時、ちょっと冷静になってみてください。皆さんが構わずに知らん顔をしていたら、お子さんはいったい何分間位泣いているのでしょうか？ **意外やイガイ！！**その時間は短く、5～6分の場合が多いようです。しかし、その5～6分間に「泣かないの」「ダメッたらダメ！」「何がしたいの？」等と、あれやこれや

声をかけたり、相手をしてしまうとその泣き時間は延長してしまいます。「自分の主張を相手が聞き入れてくれるのかなあ。」「もっと泣くともっと構ってくれて主張が通りそうだ。」という具合です。

そこで・・・泣いている間、「意味のある無視（計画的な無視）」をしてみませんか？決して、お子さんを怒りで見放すのではなく、「待って見守ってあげる。」という良い意味の「無視」です。お子さんの周りに危険な物がないなどの配慮は必要ですが、意外に効果が出るかもしれませんよ。そして、泣き止んだ時にそれまで泣いていた事を攻めたりせずに、「さ、行こうね」と身体を優しく触ってあげたり、よしよししてあげたり、「ちゃんと泣き止んでおりこうさん」と褒めてあげたりしてください。「泣く事」で、自分の主張を通すのではなく、「泣かずに」主張をする方法、時には我慢をする方法（幼児期は耐性を育てる時期でもあります。）を身につけさせる効果的な方法の一つです。すぐにできるようになりませんが、きっと一月後くらいには効果が現れているはずですよ。そういえば、以前はスーパーでひっくり返って「これ買って」と泣き叫ぶ子を見かけましたが、最近は見かけませんね。どうしてでしょうね。

### ちょっと気になる福祉用具のご紹介

理事 松尾清美（佐賀大学助教授）

事務局 大山 美智江

#### 非接触性スイッチ「てんとうむし」について

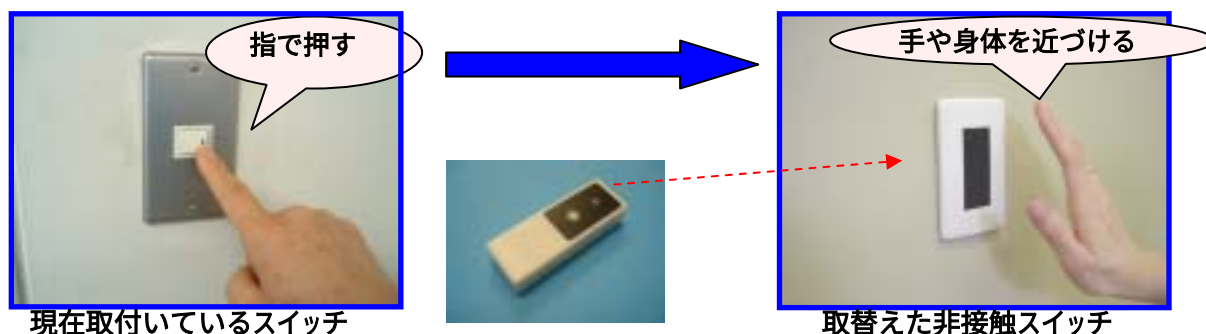
小竹町の（株）YMCが、現在開発中の非接触性スイッチ「てんとうむし」について皆様を紹介します。

開発者の和田さんが事務局を訪れ、「介護の現場で使いみちがあるだろうか」と相談を受けた商品です。もともと、不特定多数の人が触るスイッチのMRSAなどの病原菌の感染防止がきっかけで開発されたものです。スイッチを指で押すことが困難な障害者にとっては、取り付けたスイッチの前に手や肩、頭などを近づけるだけで電気が点灯したり、消灯ができるものです。さらに、スイッチまで行けない人には、リモコンスイッチにできるというものです。

リウマチなどで指先の巧緻性が困難な場合、スイッチまで手が届かないような機能障害のある方には朗報と思います。従来の電気のスイッチの部分を「てんとうむし」に取り替えるだけで非接触性のスイッチになります。

とても安い価格で提供できるように努力をされているとのことでした。安価で、その上手軽に交換できるようになれば直ぐに普及するでしょう。さらにリモコンスイッチも非接触性のものになれば、利用者は拡大すると思います。手が上がらない、スイッチに届かない、スイッチが押せないなど身体状況が困難な方たちには、素晴らしい開発であると思いました。

ただ今、モニターも募集中です。（株）YMCはNPO福祉用具ネットの団体会員です。



## 極低床ベッド 「あんしん」について

2～3年前から注目している商品がこのベッドです。ベッドは起居動作が困難な場合は有効な福祉用具ですが、痴呆やボケ症状があり夜中にベッドから降りようとして転落したりする危険性があります。

日本人の特に高齢者は長い間、畳の上でお布団に寝るのが習慣でした。身体機能がわるくなったからと、すぐに「ベッド」といわれてもなかなかなじまない方もおられます。最近では、ベッドの高さも25センチとかなり低床なものも出ていますが、このベッドは12センチという世界一低いベッドということになります。

介護者がそばにいない時は、ベッドの高さを一番下まで下げて布団と同じ環境にしておけば安心です。端座位から立位等の介助が必要なときは、足が床に着く高さまで上げれば布団で介護するよりも楽になることでしょう。

ベッドが必要だけれど転落の危険があるからあきらめている方には、一度試してみる価値はあると思います。ベッドは一種類ではありません。ベッドメーカーは利用者のさまざまなニーズにあった開発を目指しています。選ぶ側は、しっかりと情報収集をしましょう。利用者や介護者のニーズに適した福祉用具の選定をしたいものです。

お問い合わせ先 ふくようけん機器販売部 093-513-1815



## モジュール型車いす 「レボ」の座幅37.5センチが発売

車いす「レボ」に座幅37.5センチが9月から新しく発売になりました。勿論、介護保険制度の福祉用具貸与として取り扱われています。高齢者の多くは女性であり、日本人の小柄な女性の身体に、フィットしやすく、快適に座れて自分で操作がしやすくなりました。アームサポートやレッグサポートの着脱が簡単で、ベッドとの隙間が狭くなったので乗り移りが簡単にできることと、アームサポートの高さ調節もできるのでクッションに合わせて肘の高さの調節もできます。バックサポートの角度調節と背はり調節がついているので、背骨が曲がっている人が楽に座れることや前座面の高さ調節もできるので安定したすわりができます。

前回の「ささえ8号」で、“たかが車いす、されど車いす”にも書きましたが、車いすの選び方は大変重要です。車いすの相談を受けるたびに、車いすに対す





る意識改革が必要だと感じます。

僅か、200～300円の自己負担金の違いでレンタルが可能です。取り扱っている事業所を選べば気軽に借りることができます。ケアマネさんは、利用者の真の自立支援のためのケアプランを考えて欲しいと思います。不安だったら試すこと、乗り移りの方法や操作は指導を受けましょう。

車いすの調整や乗り方の指導は、よく勉強している福祉用具専門相談員や理学療法士、作業療法士なら対応してくれるはずです。

## 研修会の報告

(事務局 大山)

今年度の前半の研修会として、以下の研修会が終了しました。

- ①6月26日 介護者研修会 「訪問介護と記録パート1」
- ②7月10日 ケアプラン研修会 「住環境整備とプランニング演習 パート1」
- ③7月24日 介護者研修会 「訪問介護と記録パート2」
- ④8月21日 福祉用具研修会 「移乗研修」
- ⑤9月11日 福祉用具研修会 「床ずれ予防とケア」
- ⑥9月25日 ケアプラン研修会 「住環境整備とプランニング演習 パート2」

どの研修会も、介護のスキルアップのためには欠かせない情報だと思っています。

後半に予定している「車いすの選び方、使い方」「訪問介護と記録（後半の部）2回シリーズ」の会場は、飯塚市社会福祉協議会で行います。申し込み方法は従来通りです。

## 各研修会のようす



### 「ケアプラン研修会」パート1・パート2

講師 佐賀大学助教授

松尾 清美 先生

演習サポート 田川市立病院 長谷川 節子 先生

住環境整備の視点は自立支援のためのケアプランには欠かせない要素です。ビデオ事例を使っていろいろな専門職と討議しながらケアプランをたてる実践的な研修会でした。



### 「移乗研修会」

講師 別府リハビリテーションセンター

山形 茂生 先生

リフト・スライディングボード・トランスファーボードの使い方について、研修しました。

福祉用具貸出しは以下の企業の方にご協力いただきました。

- ・(有) 三電様
- ・モリトー (株) 様
- ・パラマウントベッド (株) 様
- ・ラックヘルスケア (株) 様
- ・バシフィックサプライ (株) 様



#### 「床ずれについての研修会」

講師 福岡大学病院 梶西 ミチ子 先生

「在宅における床ずれの予防とケアについて」、「床ずれ予防用具について」の講演をしていただきました。

受講者は60名でした。大分や山口、福岡市、久留米など遠いところから参加していただきました。スキンケアのテクニックなど床ずれに関する知識を深められたと思います。

NPO福祉用具ネットは、「アットホームこころ」の開設のコンサルタントを行っています。

NPO福祉用具ネットでは、「アットホームこころ」の開設に伴い、相談事業として依頼を受けて、バリアフリーの設計に関する相談・福祉用具等の選定の相談・介護の質の向上のためのアドバイスなどを行っています。

入所者の自立支援のために、精一杯サポートしたいと思います。

＊ NPO福祉用具ネット発行 「移乗マニュアル」 発売中  
一冊 500円 (郵送は送料負担となります)

トランスファーボード(介護保険レンタル品目)を利用した移乗方法についてカラー写真で解説。自立移乗・介助移乗(前方介助)(後方介助)など分かりやすく説明したマニュアルです  
お問い合わせは、事務局まで。

